

令和2年4月20日

公立・私立の保育所（園）

こども園 幼稚園を利用する保護者の皆さまへ

東海村長 山 田 修

### 保育施設等の登園・利用自粛の御協力について（お願い）

日頃から、東海村の福祉行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年4月16日、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が全ての都道府県まで拡大されると同時に、茨城県が感染拡大の防止策を重点的に行う必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられたところがございます。

これまで本村では、周辺の市町村で感染者が確認される中、村立小中学校・幼稚園を臨時休業（休園）としてまいりました。一方で、保育所（園）や認定こども園などの保育施設、学童クラブでは、感染予防の徹底を強化しながら開所を継続してきているところがございますが、子どもたちの健康と安全を最優先に考えたとき、飛沫感染や接触感染のリスクを低くするためには何よりも「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの条件が重ならないよう、施設の過密状態を回避することが大切であると考えております。

大変重要な局面を向かえた今、村では、保育施設や学童クラブの機能を維持するとともに、子どもたちの感染のリスクを低減させるためにも、**家庭での保育が可能な保護者の皆さまに対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みとして、4月20日（月）から5月10日（日）まで、保育施設等の登園・利用自粛をお願いさせていただくことといたしました。**

なお、就労により保育を利用されている保護者の皆さまが自宅で保育を行うための休暇取得や在宅勤務が可能となるよう雇用主（事業者）様宛に御協力をお願いする文書を作成しましたので、必要に応じて雇用主（事業者）様に御提出するなどして御活用ください。

新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しており、村の対応も急きょ変更となる場合もございますことをあらかじめ御承知おきくださるよう、併せてお願い申し上げます。

記

**1 登園・利用自粛期間** 令和2年4月20日（月）から5月10日（日）まで

#### 2 利用者負担（保育料）の軽減措置について

（1）無償化の対象となるお子様を除き、上記期間中のうち、登園・利用自粛に御協力いただいた日数で日割り計算となる予定です。いったんお支払いいただいた後、後日還付する方向で検討しておりますが、詳細については後日、施設からお知らせいたします。

なお、日割り計算は利用者負担（基本の保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費を含む。）は、この取り扱いの対象となりません。

(2) 利用者負担（保育料）の軽減は、東海村民の方が対象です。

### 3 対象施設

東海村内の公立・私立認可保育施設（保育所，保育園，認定こども園及び小規模保育施設），  
公立・私立幼稚園，認可外保育施設及び公立・私立の学童クラブ

※東海村外の保育施設を広域利用されている方も含みます。

### 4 その他

- (1) 今回の登園・利用自粛は、協力を強制するものではありません。
- (2) 通常3ヶ月を超えて保育所や認定こども園へ登所（園）しない場合は，退所（園）となりますが，登園・利用自粛期間中の欠席は，対象としません。
- (3) お休みになる場合は，施設へお早めにお伝えくださるようお願いいたします。
- (4) お子様だけではなく，御家族の皆さまにも登園前に検温とかぜ症状の有無を御確認いただき，体調不良の方がいるときは，登園・利用を控えるようにしてください。
- (5) お子様や御家族の方々に新型コロナウイルスへの感染の疑いがあり，保健所等に相談されたときは，必ず施設へ御連絡をお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

東海村福祉部 子育て支援課

電話 029-282-1711（代表）